平成２７年（フ）第２２９３号
（最後の住所）大阪府茨木市新堂１丁目７番19号　パステル新堂302号
破産者　被相続人亡岸野貞雄相続財産
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３６号
大阪市中央区瓦町４丁目３番14―715号
破産者　株式会社エスアイエヌクリエイト
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９１７号
大阪市港区磯路３丁目19番４号
破産者　株式会社新大阪セキュリティー
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５４号
大阪市東淀川区西淡路１丁目１番35号
破産者　株式会社イデアインフィニット
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９８２号
大阪市中央区西心斎橋２丁目10番21号502
破産者　株式会社ＳＰＡＣＥ
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５９０号
神戸市東灘区御影中町３丁目１番６号、登記簿上の本店所在地神戸市東灘区御影中町１丁目８番17号
破産者　株式会社セイヴィング
1　決定年月日　平成28年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３２号
秋田県由利本荘市藤崎字藤崎台375番地１
破産者　有限会社池田運輸興業
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第２３２号
静岡県駿東郡清水町長沢247番地の13
破産者　株式会社葵工業
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
三重県鈴鹿市平田東町12番８号　アバンハウスⅡ607号、前住所三重県鈴鹿市庄野町６番８号
破産者　辻内　　裕
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１１３号
三重県四日市市大池町47番地３
破産者　津田　正義
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
三重県三重郡菰野町大字竹成971番地８
破産者　有限会社エー・ティ・エス物流
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
三重県四日市市大字塩浜57番地１　男前のこうちゃん家Ｂ204
破産者　髙畑　年之
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
京都府福知山市字堀1706番地の２
破産者　フォレストプランニング有限会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市食満３丁目26番23号
破産者　株式会社エヌ・トラスト
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２９号
兵庫県尼崎市南塚口町５丁目２番４号
破産者　西和住宅販売有限会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６０号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番３―301号
破産者　有限会社ニッショウサービス
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４０号
香川県丸亀市通町166番地３
破産者　有限会社よつば薬局
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第４５７号
熊本県天草市久玉町新久玉5708番地の７
破産者　北時建設株式会社
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５９号
熊本県天草市久玉町新久玉5708番地７
破産者　有限会社北建土地
1　決定年月日　平成28年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２８号
福岡県柳川市田脇641番地３
破産者　荒巻　大祐
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
福岡県大川市大字坂井661番地２
破産者　田中セイ子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係